○ 主文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は、控訴人の負担とする。

〇 事実

一 控訴人は、「(一)原判決を取り消す。(二)田無市が原判決別紙物件目録記載の土地につき所有権を有することを確認する。(三)被控訴人は、田無市に対し、原判決別紙物件目録記載の土地につき所有権移転登記手続をせよ。(四)訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は、控訴棄却の判決を求めた。

〇 理由

一 当裁判所も、控訴人の本訴請求を棄却すべきものと判断するものであり、その理由は、次のとおり附加、訂正、削除するほかは、原判決理由摘示のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決七枚目裏末行の「()の下に「ただし、乙第一三ないし第二六号証の」を加え、同八枚目裏六行目から同九枚目表一行目までを削り、同二行目の「2」を「1」に、同裏二行目の「3」を「2」に、同一〇枚目表二行目の「4」を「3」に改める。
- 2 原判決一〇枚目表七行目の次に次のように加える。
- 2 当審鑑定人Aの鑑定の結果によれば、本件市街地再開発事業区域における地元は、本件市街地再開発事業区域における場合で、取引事の結果に近いにも拘らず、市街地再開発事業完了後の将来の良化を見込み強合の取引にあり、実際に有効需要を換起する水準価格は、右希望価格よりかなり低額の取引価格に、事情補正、時点修正を加えたうえ、地域格差などにおりるる土地残余活力の、昭和五六年一月の比準価格を試算し、公示地及び都基準地の価格をおける適正価格を試算して、市内の正式における適正価格をおけるのである。本件土地の売買契約時に近接する昭和五三年四月当たり金五一万二五〇〇円と原式には、田田の一下のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本

引につき、斟酌さるべき特別事情がある場合この点も参酌したうえ、結局は、相手方に不当な利益を生ぜしめない客観的公正な対価をいうものと解すべきところ、本件においては、田無市が本件市街地再開発事業に基づく都市計画を実施するため、被控訴人に対し前記認定の事情のもとに、本件土地を譲渡するに至つたものであること、田無市が買い取つた被控訴人の従前の借地の買取価格との均衡、その他前顕乙第二九号証に現われている価格決定にあたつての斟酌事情等を考慮すると、田無市が前記1、2の評価を前提として本件土地の対価につき一平方メートル当たりまでが前記1、2の評価を前提として本件土地の対価につきー平方メートル当たりまでである。」を前記では、同条項の「適正な対価」に該当するものといわなければならない。」を加え、同七行目の「もつとも、」を削り、同一一枚目表九行目の「2ないし4」を「1、2の」に改める。

ニーよって、原判決は正当であり、本件控訴は理由がなく失当であるからこれを棄却し、控訴費用の負担につき民事訴訟法第九五条、第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 林 信一 宮崎富哉 相良甲子彦)